

群馬動物愛護推進協会 アイリス 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「群馬動物愛護推進協会アイリス」（以下本会）と称する
(事務所)

第2条 本会の事務局を代表宅に置く

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、動物の愛護を目的とした個人・団体の活動を推進し、
県民に広く啓発・意識の改革を奨め広く社会貢献を目的とする

(事業)

第4条 前項の目的を達成するために以下の事業を行う

- (1) 動物愛護の推進啓発活動
- (2) 本会会員の一人一人の保護活動の助言・助成のネットワークづくり
- (3) 保護活動の拠点づくり事業
- (4) 会員を募集し、企業への働きかけ
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は次の3種とする

- (1) 正会員：本会の目的に賛同して活動するために入会した個人及び活動団体で、総会において表決権を有する
- (2) パートナーク会員：本会の目的に賛同し協働する企業及び行政関係機関等で総会において表決権を有さない
- (3) 賛助会員：本会の目的に賛同して活動を、資金面、機材面から支援する個人・団体で総会において表決権を有さない

(入会)

第6条 本会に入会しようとするものは、入会申込書を役員会に提出し、承認を得なければならない

(会費)

- 第7条
- (1) 会員は、会費を納入しなければならない
 - (2) 会費は総会の議決により決定する

(会員資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する

- (1) 退会届の提出を提出したとき
- (2) 本人が死亡または、団体が解散したとき
- (3) 会費を所定の期日までに納入しないとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第9条 会員は、退会届を「代表」に提出して、任意に退会することができる

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において出席正会員数の 4

分の 3 以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の会則に違反したとき。
- (2) 公序良俗に反する行為をするなど、本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為をしたとき。

(抛出金等の不返還)

第 1 1 条 既に納入された会費、およびその他の抛出金品は、返還しない。

第 4 章 役員および顧問

(種別および定数)

第 1 2 条 本会に次の役員を置く。

- ① 代表 1 名
- ② 副代表 2 名から 3 名
- ③ 幹事 1 0 名以内
- ④ 書記 2 名以内
- ⑤ 会計 2 名以内
- ⑥ 監事 2 名
- ⑦ 顧問 2 名以内

(選任等)

第 1 3 条 役員は役員会で推薦し、総会において承認を受ける。

(職務)

第 1 4 条

- (1) 代表は、本会を代表し、その業務を統括する。
- (2) 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるときまたは代表が欠けたときは、その職務を代表する。
- (3) 幹事は、本会の事業に関する事項を処理し、会務を担当する。
- (4) 書記は会の書記業務を行う。
- (5) 会計は、会の会計業務を行う。
- (6) 監事は、事業、会計を監査し総会で報告しなければならない。
- (7) 顧問・相談役は、事業に対する助言をすることができる。

(任期)

第 1 5 条

- (1) 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残任期間とする。
- (3) 役員は、辞任または任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(顧問・相談役)

第 1 6 条 (1) 本会に顧問・相談役を置くことができる。
(2) 顧問・相談役は役員会で推薦し、総会で承認する。

(会議の種類)

第 1 7 条 (1) 会議は総会および役員会、委員会とする
(2) 総会および役員会は、代表が招集し、委員会は、委員長が招集する。

(3) 総会の議長は、出席した正会員の中から選出する。

第6章 総会

(総会)

第18条 本会の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

第19条 (1) 総会は、会員をもって構成する。

(2) パートナiership会員および賛助会員は総会で意見を述べるることができる。

(権能)

第20条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告および収支決算
- (3) 会則の変更
- (4) 役員を選任または解任
- (5) 会費の額
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第21条 (1) 通常総会は、年1回毎事業年度終了後に開催する。

(2) 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

①代表が必要と認め召集の請求をしたとき。

②正会員の総数5分の1以上から総会の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。

(定足数)

第22条 総会は、正会員総数の2分の1以上(委任を含む)の出席を以って開会することができる。

(議決)

第23条 総会の議事の議決は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決定する。

(表決権等)

第24条 (1) 表決権は、正会員のうち、個人(1票)、団体(1票)とする。

(2) 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

第7章 役員会および委員会

(役員会)

第25条

(1) 役員会は役員をもって構成し、必要により代表が招集し、議長は、代表が務める。

(2) 役員会は、本会の事業執行に関する事項、その他の重要事項を議決する。

(3) 役員会の成立は、構成員の過半数の出席を以って成立し、その過半数の同意をもって執行する。

(4) 役員会は、本会の事業を執行するために必要な専門部会を置くことができる。

(委員会)

第26条

- (1) 委員会は、会員をもって構成し必要により委員長が招集し、議長は、委員長が務める。
- (2) 委員会は、総会より承認された事業を行う。
- (3) その他目的達成のための事業を行う。

第8章 会の運営

(運営)

第27条 会の運営は、役員会および委員会が行う。

第9章 資産および会計

(資産の構成)

第28条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 寄付金品
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第29条 本会の資産は、代表が管理し、その方法は、役員会が別に定める。

第10章 事業年度および会計年度

(事業年度)

第30条

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日とする。

(細則)

第31条 本会則の施行について必要な細則は、役員会がこれを定める。

附則

本会則は、平成29年9月17日から施行する。